

平成29年（2017年）12月12日

日本経済再生本部 御中

日本司法書士会連合会  
会長 今川 嘉典

## 「法人設立手続のオンライン・ワンストップ化」に関する意見書

法人設立手続のオンライン・ワンストップ化の検討に関して、会社法に基づく諸手続の適法性の確保、そして公示制度としての商業登記の真正担保等の観点から、当連合会は、次のとおり意見を申し述べる。

### I 会社代表者の印鑑の提出について

#### 【意見】

「書面で印鑑を提出」and/or「商業登記電子証明書の取得請求」の選択制度を採用することはあり得るところであるが、ニーズが存しない状況であり、そのような検討が必要であるのか疑問である。

#### 【理由】

「書面で印鑑を提出」and/or「商業登記電子証明書の取得請求」の選択制度を採用することはあり得るところである。しかし、現実の経済社会において、会社設立後、全ての会社が銀行口座を開設するものであり、口座開設の手続のためには、登記所が発行する印鑑証明書の提出が義務的となっている（いわゆるネット銀行においても同様。）。実社会において、銀行口座開設不要（会社の印鑑証明書は不要）という企業が相当数存するのであれば格別、そのようなニーズが全く存しない状況において、「書面で印鑑を提出」を改革すべき「規制」と言うことはできないであろう。

また、逆に、会社の印鑑証明書は、重要な契約の場面において、本人確認の手段その他信用を担保する重要なインフラとなっていることから、「書面で印鑑を提出」を任意化するような検討が必要であるのか甚だ疑問である。時期尚早の感がある。

### II 定款認証の合理化について

#### (1) 公証人による定款認証について

#### 【意見】

公証人による定款認証制度は、維持すべきである。

#### 【理由】

法人の設立登記手続において司法書士又は弁護士という資格者代理人による申請が強制されておらず、本人申請が可能であることから、公証人による定款認証によって、定款作成の真正及び内容の適法性審査が行われることは、必要不可欠である

と考える。

また、株式会社は、営利社団法人ではあるが、単なる「ビジネスの器」ではない。会社法を準拠法として設立され、業法その他の法令を遵守しつつ、社会的実在としてビジネスを行っていくのである。「手続が面倒」→「起業の障害」→「廃止せよ」という議論がされがちであるが、安易に手続が廃止又は簡素化されることによって、法令を遵守しない企業が多数設立されるようになることが危惧される。そのような社会が、果たして理想の未来像なのであろうか。また、インターネットによる取引が増える中で、一般消費者がインターネット上の登記情報を利用して取引相手の情報を確認するケースも増えていて、これら消費者にもできるだけ正確な情報を提供する必要がある。起業促進はよいことであるが、社会の規律を遵守しつつビジネスを行っていく企業が多数生まれるインフラの整備を期待したい。

なお、公証制度は、法化社会を支える重要なインフラであり、「面前での自認」（公証人法第58条第1項）は必須の手続であって、オンラインによる定款認証のみに例外を設ける必要はないと考える。例外を認める余地があるとすれば、司法書士又は弁護士という登記申請の資格者代理人による認証嘱託の場合であろう。

## （2）モデル定款の活用による公証人による確認の不要化について

### 【意見】

モデル定款の活用については、反対である。上述のとおり公証人による定款認証制度を維持すべきである。

### 【理由】

会社法は、その基本理念として、定款自治を採用しており、公開会社であるか否か、取締役会設置会社であるか否か等、選択肢が相当に多く、株式会社の原則的な基本型さえ定められていない。そのような会社法の下で、「モデル定款」を採用することは困難であり、仮に採用する場合には、会社法を根本から改正して「株式会社の基本型」を設計する必要があると考えるが、そのようなニーズは、実務界からも、また学界からも現れてはいないように思われる。

## （3）電子署名を付された電子定款についての面前での確認の不要化について

### 【意見】

成りすまし等の防止の観点から、面前での確認を不要とすることについては、反対である。

### 【理由】

最近の裁判例として、「株式会社の1人株主であり、かつ、唯一の取締役（代表取締役）であった者は、当該会社の経営に関する権限を他者に委ねていても、会社法第429条第1項に基づく損害賠償責任を免れない（会社経営を他者に委ねていても名目的取締役に当たらないとされた事例）」（大阪高裁平成27年7月10日判決判時2281号135頁、原審神戸地裁平成26年10月10日判決）がある。もし電子署名を付された電子定款についての面前での確認を不要とした場合、他人の公的個人認証を利用して電子署名を付することが可能である者が、当該他人に成りすま

して電子定款に電子署名を付する等により会社の設立登記を申請して、不正の設立登記を作出し、成りすまされた本人に責任を押しつける形で、不正なビジネスを行うようなことが簡単にできてしまう。このような不正事例を回避するためにも、面前での確認が必須である現行の取扱いを維持すべきである。

例外を認める余地があるとするれば、司法書士法及び犯罪による収益の移転防止に関する法律によって本人確認義務を負っている司法書士等という登記申請の資格者代理人による認証囑託の場合であろう。

#### (4) IT化等の合理化について

##### 【意見】

定款認証の方法のIT化等の合理化が進むことについては、賛成である。

### Ⅲ 登記処理の時間短縮について

##### 【意見】

登記申請が受理された後、登記完了までの処理時間がスピードアップすることは、好ましいことであるが、相応の人員体制を確保すべきである。

##### 【理由】

商業登記は、公示の制度であり、会社等の信用の重要なインフラである。単に、申請されたものを登録するだけの制度ではなく、会社法に規律された手続が適法に履行されているかについて、議事録等の添付書面による審査が登記所において行われていることによって真正が担保されているからである。もちろん、司法書士や弁護士のような登記申請の資格者代理人が、会社から登記申請を見据えて事前に相談を受けている場合には、所定の手続が適法に履行されており、議事録等の添付書面も事前のリーガルチェックが済んでいるといえるが、そうでない本人申請の場合には、議事録上適法な手続が了されていないことが明らかであったり、議事録の記載が不適切であるというケースが相当数あるようである。登記官による調査は、そのような不適切な登記申請等を適切な申請に導くために行われているのであって、無用に審査に時間を要しているわけではないと思われる。そのため、特に登記申請の繁忙期においては、処理時間が相当遅延する傾向にある。したがって、登記処理の時間短縮を議論するのであれば、相応の人員体制の確保についても検討すべきである。

なお、申請が受理された後、登記所内部で無用な手間を生じさせないため、申請側が適切に申請し補正が発生しないよう十分注意することも必要であり、当連合会としても会員の指導及び連絡等によって最大限の協力を惜しまないものである。

### Ⅳ 設立手続の簡素化に関するその他の論点について

#### (1) 設立登記の登録免許税について

##### 【意見】

株式会社の設立の登記の登録免許税（現行 最低額金15万円）を軽減し、最低額を金6万円とすべきである。

**【理由】**

起業促進の観点からは、株式会社の設立登記の登録免許税額金15万円が負担となっており、低廉な額、例えば持分会社と同程度である金6万円にする等の軽減策を講ずべきである。

(2) 休眠会社その他清算株式会社が多数存在することについて

**【意見】**

休眠会社その他清算株式会社が多数存在することについて、十分に認識すべきである。

**【理由】**

平成26年以降、会社法第472条第1項の規定に基づく休眠会社の整理の作業が実施されているところであるが、平成26年11月17日に公告がされた時点で公表されている数字によれば、登記されている株式会社(清算株式会社を除く。)は、約176万9千社であり、清算株式会社は、約85万社である。すなわち、株式会社としての登記があるもののうち、約3分の1は、清算手続が未了の清算株式会社である。起業促進は、よいことではあるが、起業したものの、営業が思うように行かず、会社法に基づく所要の登記もしないまま放置して法務局の職権でみなし解散の登記がされ、その後も清算手続が行われないままとなっている株式会社が相当数に上る現状も認識すべきである。

以上